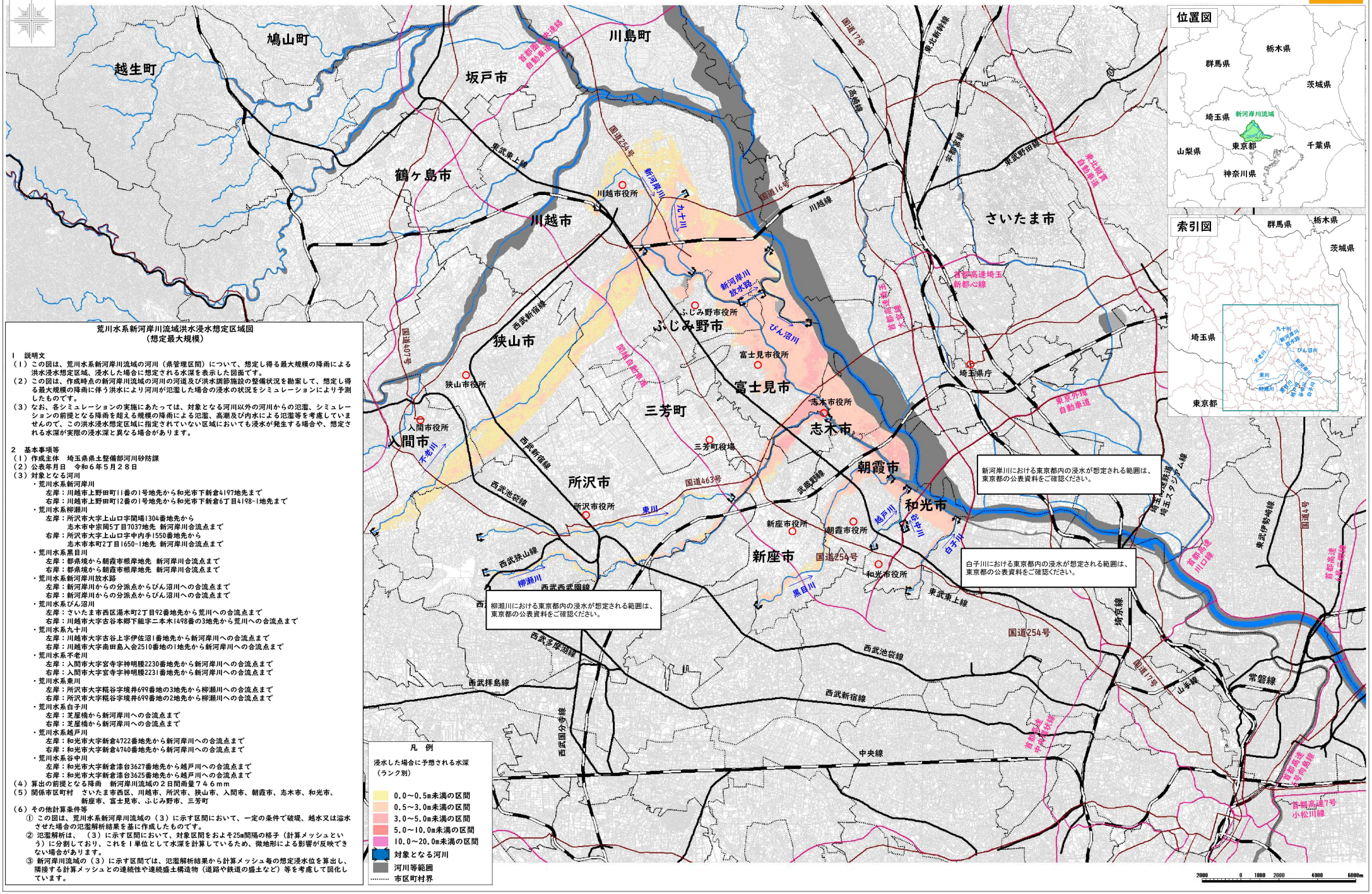
荒川水系新河岸川流域洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



荒川水系新河岸川流域洪水浸水想定区域図
（想定最大規模）

1　説明文

（1）この図は、荒川水系新河岸川流域の河川（県管理区間）について、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。

（2）この図は、作成時点の新河岸川流域の河川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

（3）なお、各シミュレーションの実施にあたっては、対象となる河川以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2　基本事項等

（1）作成主体　埼玉県県土整備部河川砂防課

（2）公表年月日　令和６年５月２８日

（3）対象となる河川

・荒川水系新河岸川
　左岸：川越市上野田町11番の1号地先から和光市下新倉4197地先まで
　右岸：川越市上野田町12番の1号地先から和光市下新倉6丁目4198-1地先まで
・荒川水系柳瀬川
　左岸：所沢市大字上山口字開場1304番地先から
　　志木市中宗岡5丁目7037地先 新河岸川合流点まで
　右岸：所沢市大字上山口字中内手1550番地先から
　　志木市本町2丁目1650-1地先 新河岸川合流点まで
・荒川水系黒目川
　左岸：都県境から朝霞市根岸地先 新河岸川合流点まで
　右岸：都県境から朝霞市根岸地先 新河岸川合流点まで
・荒川水系新河岸川放水路
　左岸：新河岸川からの分派点からびん沼川への合流点まで
　右岸：新河岸川からの分派点からびん沼川への合流点まで
・荒川水系びん沼川
　左岸：さいたま市西区湯木町2丁目92番地先から荒川への合流点まで
　右岸：川越市大字古谷本郷下組字二本木1498番の3地先から荒川への合流点まで
・荒川水系九十川
　左岸：川越市大字古谷上字伊佐沼1番地先から新河岸川への合流点まで
　右岸：川越市大字南田島入会2510番地の1地先から新河岸川への合流点まで
・荒川水系不老川
　左岸：入間市大字宮寺字神明腰2230番地先から新河岸川への合流点まで
　右岸：入間市大字宮寺字神明腰2231番地先から新河岸川への合流点まで
・荒川水系東川
　左岸：所沢市大字糀谷字境井699番地の3地先から柳瀬川への合流点まで
　右岸：所沢市大字糀谷字境井699番地の2地先から柳瀬川への合流点まで
・荒川水系白子川
　左岸：芝屋橋から新河岸川への合流点まで
　右岸：芝屋橋から新河岸川への合流点まで
・荒川水系越戸川
　左岸：和光市大字新倉6722番地先から新河岸川への合流点まで
　右岸：和光市大字新倉4740番地先から新河岸川への合流点まで
・荒川水系谷中川
　左岸：和光市大字新倉漆谷3627番地先から越戸川への合流点まで
　右岸：和光市大字新倉漆谷3625番地先から越戸川への合流点まで

（4）算出の前提となる降雨　新河岸川流域の２日間雨量７４６ｍｍ

（5）関係市区町村　さいたま市西区、川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町

（6）その他計算条件等

① この図は、荒川水系新河岸川流域の（3）に示す区間において、一定の条件で破堤、越水又は溢水させた場合の氾濫解析結果を基に作成したものです。

② 氾濫解析は、（3）に示す区間において、対象区間をおよそ25m間隔の格子（計算メッシュという）に分割しており、これを１単位として水深を計算しているため、微地形による影響が反映できない場合があります。

③ 新河岸川流域の（3）に示す区間では、氾濫解析結果から計算メッシュ毎の想定浸水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や連続盛土構造物（道路や鉄道の盛土など）等を考慮して図化しています。

凡　例

浸水した場合に予想される水深
（ランク別）

- 0.0～0.5m未満の区間
- 0.5～3.0m未満の区間
- 3.0～5.0m未満の区間
- 5.0～10.0m未満の区間
- 10.0～20.0m未満の区間
- 対象となる河川
- 河川等範囲
- 市区町村界

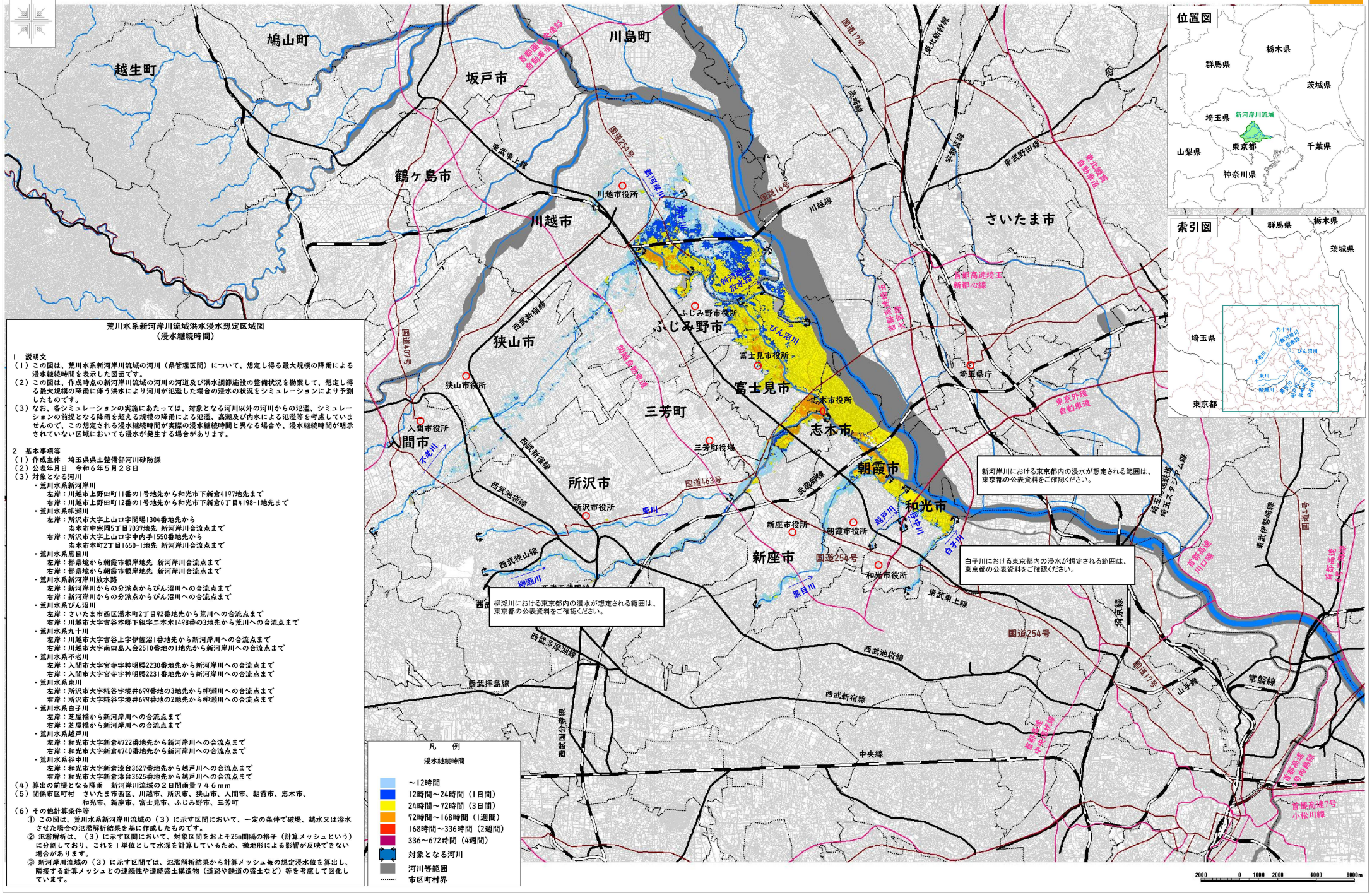
新河岸川における東京都内の浸水が想定される範囲は、東京都の公表資料をご確認ください。

白子川における東京都内の浸水が想定される範囲は、東京都の公表資料をご確認ください。

柳瀬川における東京都内の浸水が想定される範囲は、東京都の公表資料をご確認ください。

※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図を作成したものである。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 2JHs 60）

荒川水系新河岸川流域洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）



新河岸川における東京都内の浸水が想定される範囲は、東京都の公表資料をご確認ください。

白子川における東京都内の浸水が想定される範囲は、東京都の公表資料をご確認ください。

柳瀬川における東京都内の浸水が想定される範囲は、東京都の公表資料をご確認ください。

凡　例

浸水継続時間

- ～12時間
- 12時間～24時間（1日間）
- 24時間～72時間（3日間）
- 72時間～168時間（1週間）
- 168時間～336時間（2週間）
- 336～672時間（4週間）
- 対象となる河川
- 河川等範囲
- 市区町村界

荒川水系新河岸川流域洪水浸水想定区域図
（浸水継続時間）

1　説明文

（1）この図は、荒川水系新河岸川流域の河川（県管理区間）について、想定し得る最大規模の降雨による浸水継続時間を表示した図面です。

（2）この図は、作成時点の新河岸川流域の河川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

（3）なお、各シミュレーションの実施にあたっては、対象となる河川以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この想定される浸水継続時間が実際の浸水継続時間と異なる場合や、浸水継続時間が明示されていない区域においても浸水が発生する場合があります。

2　基本事項等

（1）作成主体　埼玉県県土整備部河川砂防課

（2）公表年月日　令和６年５月２８日

（3）対象となる河川

・荒川水系新河岸川
　左岸：川越市上野田町11番の1号地先から和光市下新倉4197地先まで
　右岸：川越市上野田町12番の1号地先から和光市下新倉6丁目4198-1地先まで
・荒川水系柳瀬川
　左岸：所沢市大字上山口字関場1304番地先から
　　志木市中宗岡5丁目7037地先 新河岸川合流点まで
　右岸：所沢市大字上山口字中内手1550番地先から
　　志木市本町2丁目1650-1地先 新河岸川合流点まで
・荒川水系黒目川
　左岸：都県境から朝霞市根岸地先 新河岸川合流点まで
　右岸：都県境から朝霞市根岸地先 新河岸川合流点まで
・荒川水系新河岸川放水路
　左岸：新河岸川からの分派点からびん沼川への合流点まで
　右岸：新河岸川からの分派点からびん沼川への合流点まで
・荒川水系びん沼川
　左岸：さいたま市西区湯木町2丁目92番地先から荒川への合流点まで
　右岸：川越市大字古谷本郷下組字二本木1498番の3地先から荒川への合流点まで
・荒川水系九十川
　左岸：川越市大字古谷上字伊佐沼1番地先から新河岸川への合流点まで
　右岸：川越市大字南田島入会2510番地の1地先から新河岸川への合流点まで
・荒川水系不老川
　左岸：入間市大字宮寺字神明腰2230番地先から新河岸川への合流点まで
　右岸：入間市大字宮寺字神明腰2231番地先から新河岸川への合流点まで
・荒川水系東川
　左岸：所沢市大字糀谷字境井699番地の3地先から柳瀬川への合流点まで
　右岸：所沢市大字糀谷字境井699番地の2地先から柳瀬川への合流点まで
・荒川水系白子川
　左岸：芝屋橋から新河岸川への合流点まで
　右岸：芝屋橋から新河岸川への合流点まで
・荒川水系越戸川
　左岸：和光市大字新倉4722番地先から新河岸川への合流点まで
　右岸：和光市大字新倉4740番地先から新河岸川への合流点まで
・荒川水系谷中川
　左岸：和光市大字新倉漆台3627番地先から越戸川への合流点まで
　右岸：和光市大字新倉漆台3625番地先から越戸川への合流点まで

（4）算出の前提となる降雨　新河岸川流域の２日間雨量７４６ｍｍ

（5）関係市区町村　さいたま市西区、川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町

（6）その他計算条件等

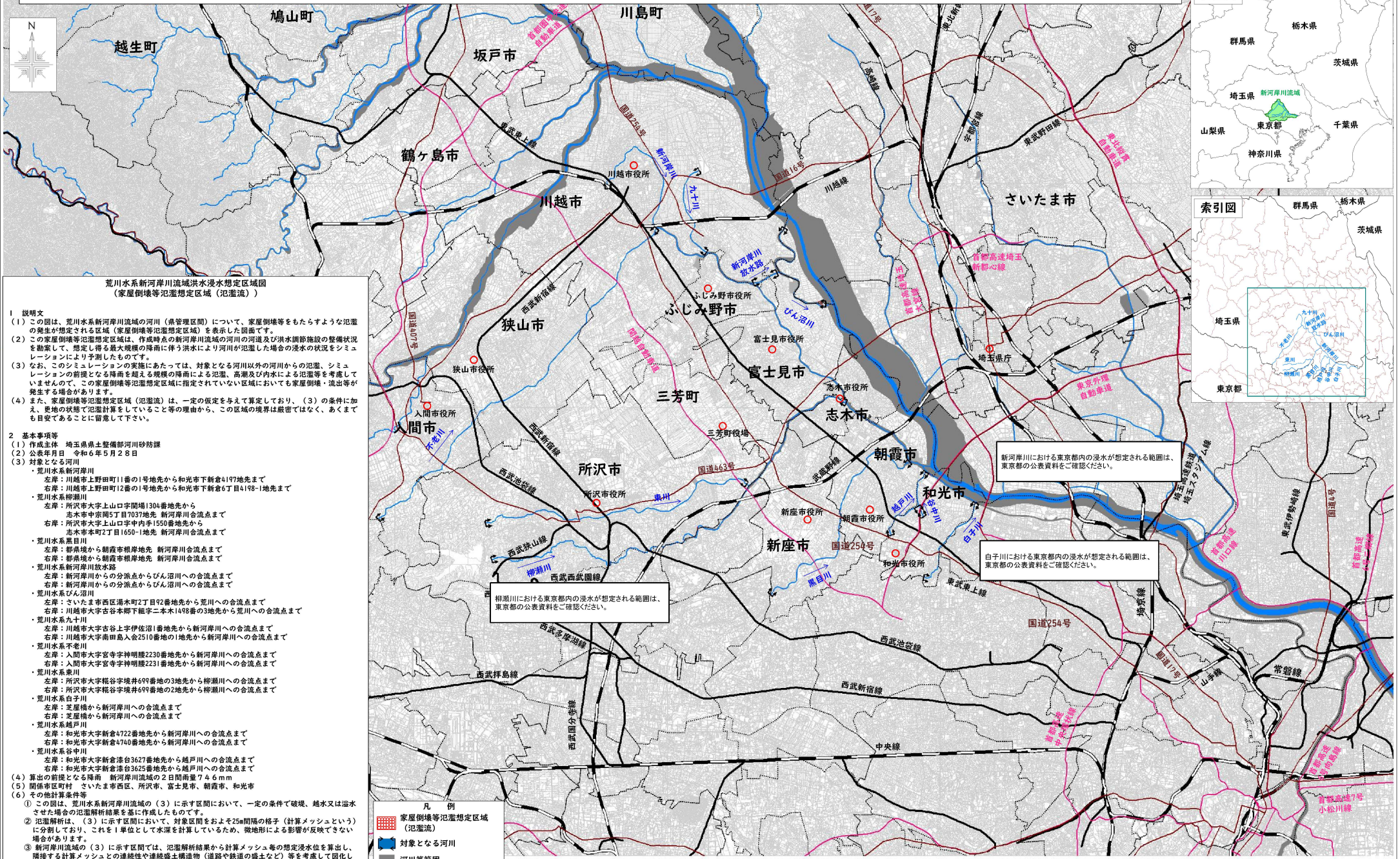
① この図は、荒川水系新河岸川流域の（3）に示す区間において、一定の条件で破堤、越水又は溢水させた場合の氾濫解析結果を基に作成したものです。

② 氾濫解析は、（3）に示す区間において、対象区間をおよそ25m間隔の格子（計算メッシュという）に分割しており、これを１単位として水深を計算しているため、微地形による影響が反映できない場合があります。

③ 新河岸川流域の（3）に示す区間では、氾濫解析結果から計算メッシュ毎の想定浸水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や連続盛土構造物（道路や鉄道の盛土など）等を考慮して図化しています。

※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図を作成したものである。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 2JHs 60）

荒川水系新河岸川流域洪水浸水想定区域図
（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流））





荒川水系新河岸川流域洪水浸水想定区域図
（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流））

1　説明文

（1）この図は、荒川水系新河岸川流域の河川（県管理区間）について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）を表示した図面です。

（2）この家屋倒壊等氾濫想定区域は、作成時点の新河岸川流域の河川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

（3）なお、このシミュレーションの実施にあたっては、対象となる河川以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。

（4）また、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）は、一定の仮定を与えて算定しており、（3）の条件に加え、更地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまでも目安であることに留意して下さい。

2　基本事項等

（1）作成主体　埼玉県県土整備部河川砂防課

（2）公表年月日　令和６年５月２８日

（3）対象となる河川

・荒川水系新河岸川
　左岸：川越市上野田町11番の1号地先から和光市下新倉4197地先まで
　右岸：川越市上野田町12番の1号地先から和光市下新倉6丁目4198-1地先まで
・荒川水系柳瀬川
　左岸：所沢市大字上山口字間場1304番地先から
　　志木市中宗岡5丁目7037地先 新河岸川合流点まで
　右岸：所沢市大字上山口字中内手1550番地先から
　　志木市本町2丁目1650-1地先 新河岸川合流点まで
・荒川水系黒目川
　左岸：都県境から朝霞市根岸地先 新河岸川合流点まで
　右岸：都県境から朝霞市根岸地先 新河岸川合流点まで
・荒川水系新河岸川放水路
　左岸：新河岸川からの分派点からびん沼川への合流点まで
　右岸：新河岸川からの分派点からびん沼川への合流点まで
・荒川水系びん沼川
　左岸：さいたま市西区湯木町2丁目92番地先から荒川への合流点まで
　右岸：川越市大字古谷本郷下組字二本木1498番の3地先から荒川への合流点まで
・荒川水系九十川
　左岸：川越市大字古谷上字伊佐沼1番地先から新河岸川への合流点まで
　右岸：川越市大字南田島人会2510番地の1地先から新河岸川への合流点まで
・荒川水系不老川
　左岸：入間市大字宮寺字神明腰2230番地先から新河岸川への合流点まで
　右岸：入間市大字宮寺字神明腰2231番地先から新河岸川への合流点まで
・荒川水系東川
　左岸：所沢市大字糀谷字境井699番地の3地先から柳瀬川への合流点まで
　右岸：所沢市大字糀谷字境井699番地の2地先から柳瀬川への合流点まで
・荒川水系白子川
　左岸：芝屋橋から新河岸川への合流点まで
　右岸：芝屋橋から新河岸川への合流点まで
・荒川水系越戸川
　左岸：和光市大字新倉4722番地先から新河岸川への合流点まで
　右岸：和光市大字新倉4740番地先から新河岸川への合流点まで
・荒川水系谷中川
　左岸：和光市大字新倉漆谷3627番地先から越戸川への合流点まで
　右岸：和光市大字新倉漆谷3625番地先から越戸川への合流点まで

（4）算出の前提となる降雨　新河岸川流域の２日間雨量７４６ｍｍ

（5）関係市区町村　さいたま市西区、所沢市、富士見市、朝霞市、和光市

（6）その他計算条件等

① この図は、荒川水系新河岸川流域の（3）に示す区間において、一定の条件で破堤、越水又は溢水させた場合の氾濫解析結果を基に作成したものです。

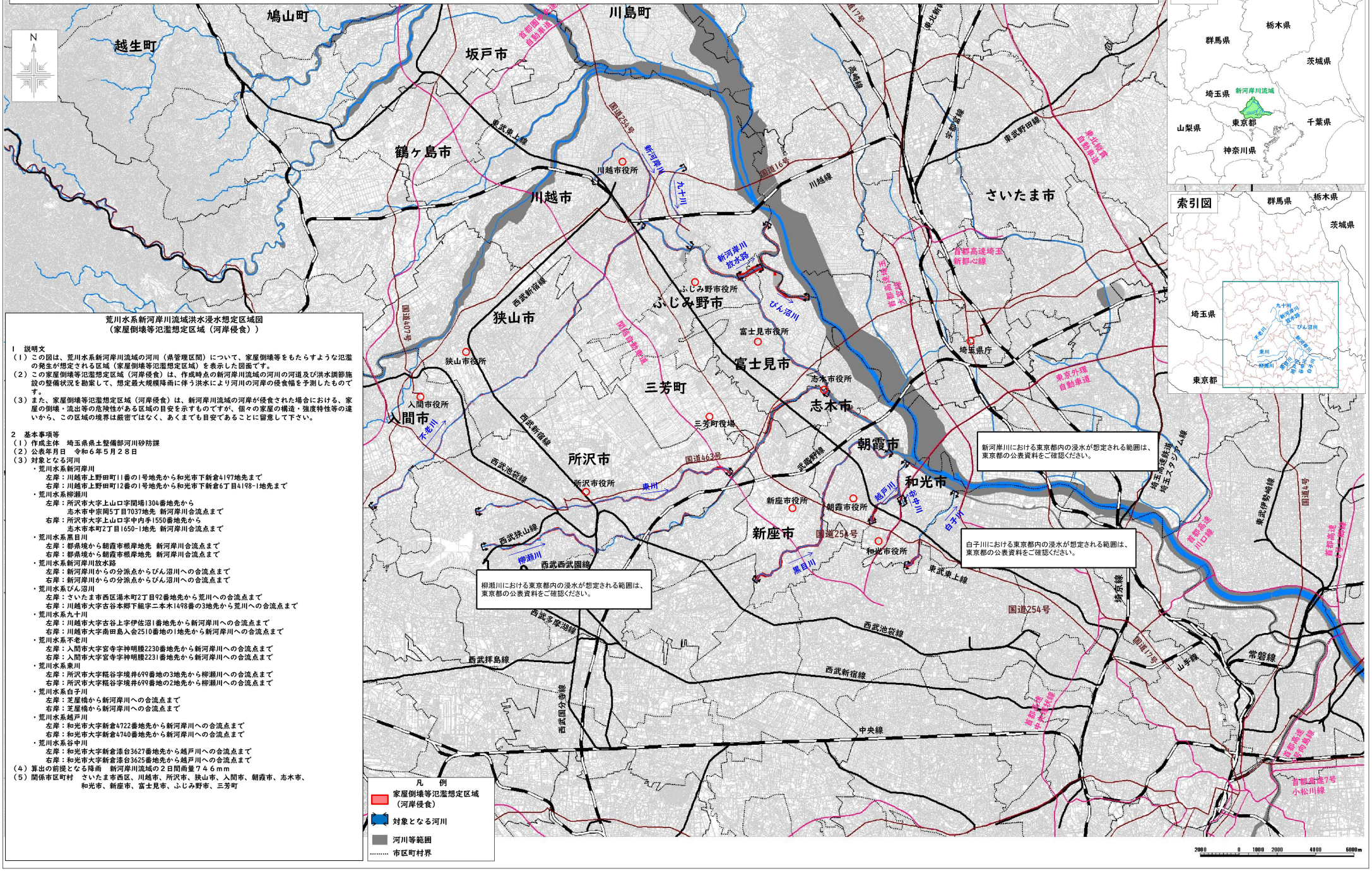
② 氾濫解析は、（3）に示す区間において、対象区間をおよそ25m間隔の格子（計算メッシュという）に分割しており、これを１単位として水深を計算しているため、微地形による影響が反映できない場合があります。

③ 新河岸川流域の（3）に示す区間では、氾濫解析結果から計算メッシュ毎の想定浸水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や連続盛土構造物（道路や鉄道の盛土など）等を考慮して図化しています。

凡　例
- 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）
- 対象となる河川
- 河川等範囲
- 市区町村界

※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図を作成したものである。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 2JHs 60）

荒川水系新河岸川流域洪水浸水想定区域図
（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食））



荒川水系新河岸川流域洪水浸水想定区域図
（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食））

1　説明文

（1）この図は、荒川水系新河岸川流域の河川（県管理区間）について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）を表示した図面です。

（2）この家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）は、作成時点の新河岸川流域の河川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により河川の河岸の侵食幅を予測したものです。

（3）また、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）は、新河岸川流域の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまでも目安であることに留意して下さい。

2　基本事項等

（1）作成主体　埼玉県県土整備部河川砂防課

（2）公表年月日　令和６年５月２８日

（3）対象となる河川

・荒川水系新河岸川
　左岸：川越市上野田町11番の1号地先から和光市下新倉4197地先まで
　右岸：川越市上野田町12番の1号地先から和光市下新倉6丁目4198-1地先まで
・荒川水系柳瀬川
　左岸：所沢市大字上山口字関場1304番地先から
　　志木市中宗岡5丁目7037地先 新河岸川合流点まで
　右岸：所沢市大字上山口字中内手1550番地先から
　　志木市本町2丁目1650-1地先 新河岸川合流点まで
・荒川水系黒目川
　左岸：都県境から朝霞市根岸地先 新河岸川合流点まで
　右岸：都県境から朝霞市根岸地先 新河岸川合流点まで
・荒川水系新河岸川放水路
　左岸：新河岸川からの分派点からびん沼川への合流点まで
　右岸：新河岸川からの分派点からびん沼川への合流点まで
・荒川水系びん沼川
　左岸：さいたま市西区湯木町2丁目92番地先から荒川への合流点まで
　右岸：川越市大字古谷本郷下組字二本木1498番の3地先から荒川への合流点まで
・荒川水系九十川
　左岸：川越市大字古谷上字伊佐沼1番地先から新河岸川への合流点まで
　右岸：川越市大字南田島入会2510番地の1地先から新河岸川への合流点まで
・荒川水系不老川
　左岸：入間市大字宮寺字神明腰2230番地先から新河岸川への合流点まで
　右岸：入間市大字宮寺字神明腰2231番地先から新河岸川への合流点まで
・荒川水系東川
　左岸：所沢市大字糀谷字境井699番地の3地先から柳瀬川への合流点まで
　右岸：所沢市大字糀谷字境井699番地の2地先から柳瀬川への合流点まで
・荒川水系白子川
　左岸：芝屋橋から新河岸川への合流点まで
　右岸：芝屋橋から新河岸川への合流点まで
・荒川水系越戸川
　左岸：和光市大字新倉4722番地先から新河岸川への合流点まで
　右岸：和光市大字新倉4740番地先から新河岸川への合流点まで
・荒川水系谷中川
　左岸：和光市大字新倉漆谷3627番地先から越戸川への合流点まで
　右岸：和光市大字新倉漆谷3625番地先から越戸川への合流点まで

（4）算出の前提となる降雨　新河岸川流域の２日間雨量７４６ｍｍ

（5）関係市区町村　さいたま市西区、川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町

凡　例
- 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）
- 対象となる河川
- 河川等範囲
- ..... 市区町村界

新河岸川における東京都内の浸水が想定される範囲は、東京都の公表資料をご確認ください。

白子川における東京都内の浸水が想定される範囲は、東京都の公表資料をご確認ください。

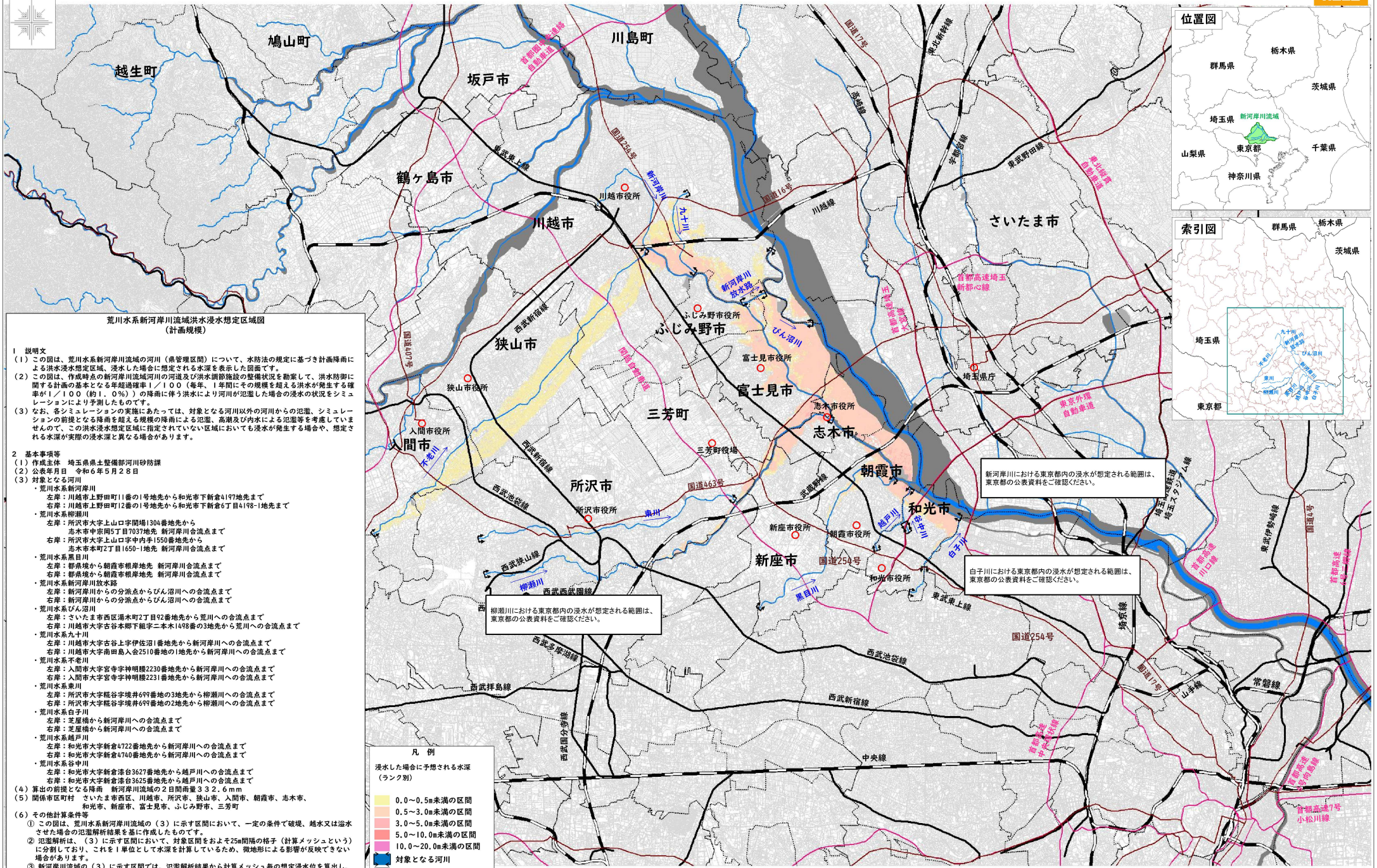
柳瀬川における東京都内の浸水が想定される範囲は、東京都の公表資料をご確認ください。

位置図

索引図

※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図を作成したものである。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 2JHs 60）

荒川水系新河岸川流域洪水浸水想定区域図（計画規模）



荒川水系新河岸川流域洪水浸水想定区域図
（計画規模）

1　説明文

（1）この図は、荒川水系新河岸川流域の河川（県管理区間）について、水防法の規定に基づき計画降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。

（2）この図は、作成時点の新河岸川流域河川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる年超過確率１／１００（毎年、１年間にその規模を超える洪水が発生する確率が１／１００（約１．０%））の降雨に伴う洪水により河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

（3）なお、各シミュレーションの実施にあたっては、対象となる河川以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2　基本事項等

（1）作成主体　埼玉県県土整備部河川砂防課

（2）公表年月日　令和６年５月２８日

（3）対象となる河川

・荒川水系新河岸川
　左岸：川越市上野田町11番の1号地先から和光市下新倉4197地先まで
　右岸：川越市上野田町12番の1号地先から和光市下新倉6丁目4198-1地先まで
・荒川水系柳瀬川
　左岸：所沢市大字上山口字開場1304番地先から
　　志木市中宗岡5丁目7037地先 新河岸川合流点まで
　右岸：所沢市大字上山口字中内手1550番地先から
　　志木市本町2丁目1650-1地先 新河岸川合流点まで
・荒川水系黒目川
　左岸：都県境から朝霞市根岸地先 新河岸川合流点まで
　右岸：都県境から朝霞市根岸地先 新河岸川合流点まで
・荒川水系新河岸川放水路
　左岸：新河岸川からの分派点からびん沼川への合流点まで
　右岸：新河岸川からの分派点からびん沼川への合流点まで
・荒川水系びん沼川
　左岸：さいたま市西区湯木町2丁目92番地先から荒川への合流点まで
　右岸：川越市大字古谷本郷下組字二本木1498番の3地先から荒川への合流点まで
・荒川水系九十川
　左岸：川越市大字古谷上字伊佐沼1番地先から新河岸川への合流点まで
　右岸：川越市大字南田島入会2510番地の1地先から新河岸川への合流点まで
・荒川水系不老川
　左岸：入間市大字宮寺字神明腰2230番地先から新河岸川への合流点まで
　右岸：入間市大字宮寺字神明腰2231番地先から新河岸川への合流点まで
・荒川水系東川
　左岸：所沢市大字糀谷字境井699番地の3地先から柳瀬川への合流点まで
　右岸：所沢市大字糀谷字境井699番地の2地先から柳瀬川への合流点まで
・荒川水系白子川
　左岸：芝屋橋から新河岸川への合流点まで
　右岸：芝屋橋から新河岸川への合流点まで
・荒川水系越戸川
　左岸：和光市大字新倉4722番地先から新河岸川への合流点まで
　右岸：和光市大字新倉4740番地先から新河岸川への合流点まで
・荒川水系谷中川
　左岸：和光市大字新倉漆谷3627番地先から越戸川への合流点まで
　右岸：和光市大字新倉漆谷3625番地先から越戸川への合流点まで

（4）算出の前提となる降雨　新河岸川流域の２日間雨量３３２．６mm

（5）関係市区町村　さいたま市西区、川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町

（6）その他計算条件等

① この図は、荒川水系新河岸川流域の（3）に示す区間において、一定の条件で破堤、越水又は溢水させた場合の氾濫解析結果を基に作成したものです。

② 氾濫解析は、（3）に示す区間において、対象区間をおよそ25m間隔の格子（計算メッシュという）に分割しており、これを１単位として水深を計算しているため、微地形による影響が反映できない場合があります。

③ 新河岸川流域の（3）に示す区間では、氾濫解析結果から計算メッシュ毎の想定浸水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や連続盛土構造物（道路や鉄道の盛土など）等を考慮して図化しています。

凡　例

浸水した場合に予想される水深
（ランク別）

- 0.0～0.5m未満の区間
- 0.5～3.0m未満の区間
- 3.0～5.0m未満の区間
- 5.0～10.0m未満の区間
- 10.0～20.0m未満の区間
- 対象となる河川
- 河川等範囲
- 市区町村界

新河岸川における東京都内の浸水が想定される範囲は、東京都の公表資料をご確認ください。

白子川における東京都内の浸水が想定される範囲は、東京都の公表資料をご確認ください。

柳瀬川における東京都内の浸水が想定される範囲は、東京都の公表資料をご確認ください。

※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図を作成したものである。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 2JHs 60）